

ちゅうおう ち く かつ せい か けい かく
中王地区活性化計画

広島県
広島県広島市

平成21年10月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	中王地区活性化計画	都道府県名	広島県	市町村名	広島市	地区名	中王	計画期間	平成22年度～平成26年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	-----	----	------	---------------

目 標 :
基盤整備により、農用地の集積を行い、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上を図ることで地域農業の活性化及び担い手の育成を図り、定住人口の減少を低く抑える(△8.5%→△5.0%)。

目標設定の考え方

地区の概要:
旧戸山村(広島市安佐南区沼田町大字吉山及び阿戸)は、本市の西端に位置し、東西約7.5km、南北約9km、面積約32.5km²の広がりを持っている。南は同沼田町、西は山県郡安芸太田町と隣接している。本地区の中央を吉山川が流れ、農地は河川沿いの標高200～400mの傾斜地に分布している。土質は、花崗岩を母岩とする乾性褐色森林土である。気象は、年平均気温14.2℃、降水量1,840mmである。このような自然条件で、稲作を中心に、ホウレンソウ、コマツナ、広島菜などの葉物野菜やナス、ピーマン等果菜類などが栽培されている。
中王地区は、旧戸山村の中央部に位置し、太田川水系の支流である一級河川吉山川の両岸の比較的急な傾斜に農地が広がる農振農用地区域内の散在及び散居集落である。農業は、水稲中心で個別経営面積は小さく土地利用型農業の展開は困難な状況で新たな担い手の育成が急務であるため、基盤整備を行うとともに農業経営の安定化に向け集落法人の設立を目指している。

現状と課題

中王地区の農業は水稲中心であったが、近年の少子化と若者の流出による過疎化・高齢化が同時進行し、耕作放棄により農地の荒廃が増加している。戸当たり平均耕作面積は50a未満と少なく、一枚当たりでは5a～10a程度と不整形で狭小であり、営農に多大な労働力が必要となっている。
本地区の農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化と後継者不足による農業の弱体化は、地域活力の低下を招く。そのため、計画区域内において、中王地区を核とし、基盤整備(区画整理)実施により農業生産条件の改善を行うことで、農業集落法人を設立し、農業経営の効率化により産業として自立した農業の構築を図るとともに、法人への農地集積により農地の荒廃を防止する。法人の経営高度化を図るため、広島菜・小松菜等の生産拡大を図り、将来的には蒟蒻も導入し、地域の特産品化を目指すこととしている。また、「ひろしま活力農業」による営農意欲のある若い農業経営者の育成を図るとともに、その経営者を核に、地域農業の振興と農村の活性化を図る。よって農業が継続して健全に行われることにより、定住の減少を低く抑える(△8.5%→△5.0%)ことで、地域の活性化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
広島市	中王地区	基盤整備(区画整理)	広島市	有	イ	
広島市	中王地区	防災安全施設(防火水槽)	広島市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

中王地区(広島県広島市)	区域面積	1,768ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地区の総面積1,768haのうちで農林地面積は1,578haで89.2%を占め、15.7%が農業就業者であることから、当該地域において重要な地域である。 (農業就業者数(15歳以上)92人/全就業者数(15歳以上)586人;H.17国勢調査による)		
②法第3条第2号関係： 農業従事者数の減少(H.12→H.17で9.6%減) H.12 303人, H.17 274人 (農林業センサスによる) 農業者の高齢化(基幹的農業従事者平均年齢67.7歳) (農林業センサスによる) 以上から、定住促進が当該地域の活性化にとって必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 県道沿いに商店等が点在する程度で、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

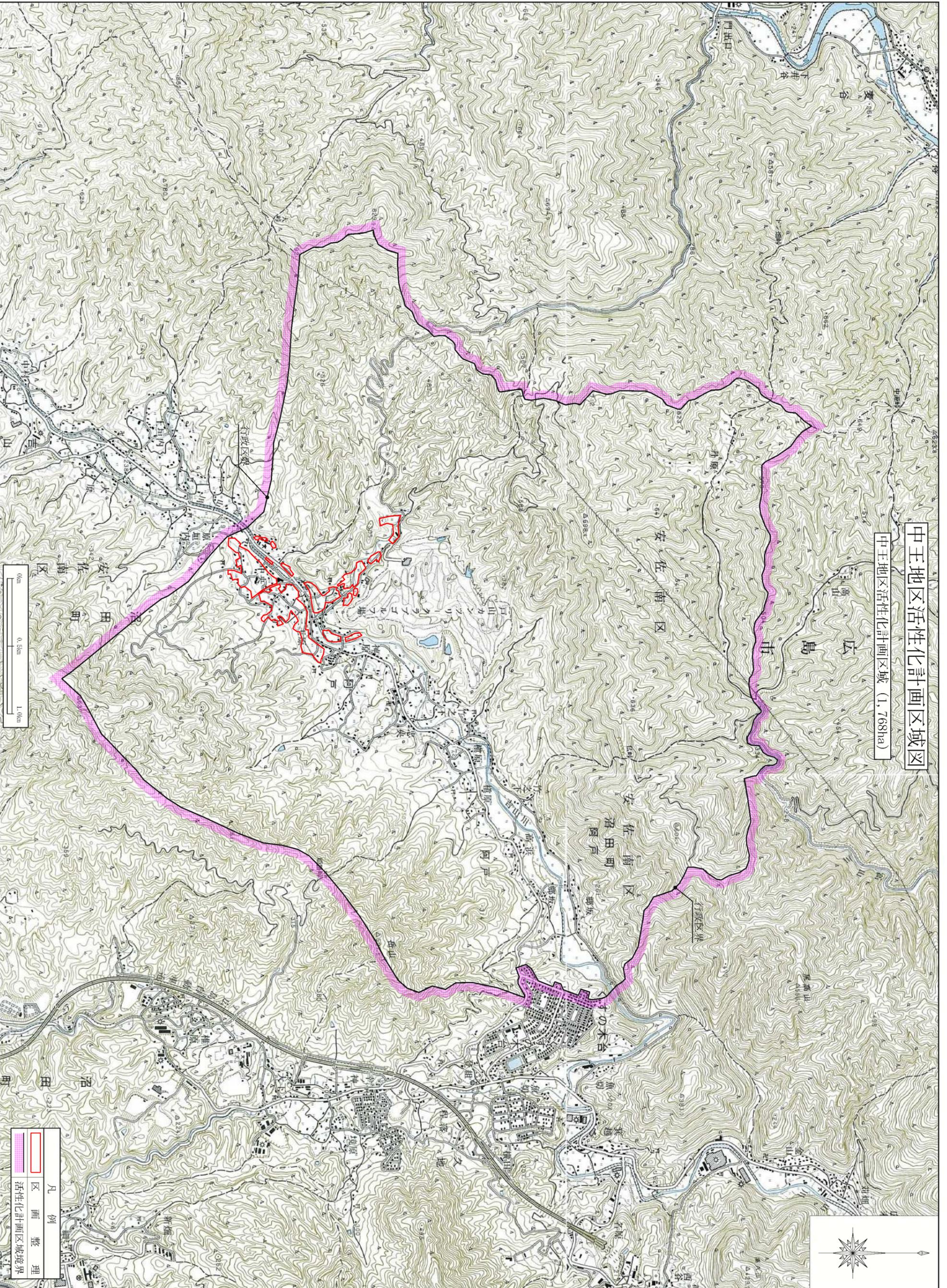
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画区終了年度の翌年度には、住民基本台帳を基に、平成26年度の地区内の人口について把握した上で、市及び県が目標達成状況の検証を行い、評価の妥当性について第三者への意見聴取を行う。

中王地区活性化計画区域図

中王地区活性化計画区域 (1,768ha)



凡例
区画整理
活性化計画区域境界

0km 0.5km 1.0km

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん 広島県(代表) ひろしまけん ひろしまし 広島県広島市	平成22年度～平成26年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県農林水産局農林整備部農業基盤課	082-513-3655	082-228-1301	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp
広島県広島市経済局農林水産部基盤整備課	082-504-2752	082-504-2259	kiban@city.hiroshima.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	71.4%	計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) =(計画期間終了時の事業実施区域における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(目標) ×100-(事業実施区域における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(現状)×100 ∴ { 12.5(ha)÷17.5(ha)}×100-[0 (ha)÷19.0(ha)}×100=71.4
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本農村地域の基幹的産業である農業について、農業生産の効率化を行うことで農業経営が安定化し、農業が健全に展開され、これを核として地域の発展を図るものである。 よって、目標を計画区域における担い手(法人)への農地利用集積率とした。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠及び農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

2 農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)

優先枠	交付対象事業と併せて実施される関連事業		関連施策と交付対象事業との関連性及び併せ行うことにより期待される効果
	施策の名称	所管省庁	
農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)			

計 画						前年度まで		本年度								本年度までの累計		翌年度以降(予定)								備 考			
実施期間	事業実施主体	全体事業費 A	交付金額 (千円未満は切り捨て)	交付額算定率 B	交付限度額 C = A × B (千円未満は切り捨て)	事業費	交付金額 D	事業内容及び事業量	事業費	交付金額 (千円未満は切り捨て)	都道府県費	市町村費	その他	本年度未進捗率 E	単年度交付限度額 C × E - D (千円未満は切り捨て)	仕入れに係る消費税相当額	事業費	交付金額	翌年度以降										
																			事業費	交付金額	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
																					事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費		交付金額	事業費	交付金額
H22~H26	広島市	274,500,000	150,975,000	55%	150,975,000	0	0	測量試験費一式 整地工	50,000,000	27,500,000	500,000	14,500,000	7,500,000	18.2%	27,500,000	該当無し	50,000,000	27,500,000	224,500,000	123,475,000	100,000,000	55,000,000	94,500,000	51,975,000	26,000,000	14,300,000	4,000,000	2,200,000	
H22~H26	広島市	5,500,000	3,025,000	55%	3,025,000	0	0		0	0	0	0	0	0.0%	0	該当無し	0	0	5,500,000	3,025,000	0	0	5,500,000	3,025,000	0	0	0	0	
H22~H26		280,000,000	154,000,000		154,000,000	0	0		50,000,000	27,500,000	500,000	14,500,000	7,500,000	17.9%	27,500,000	該当無し	50,000,000	27,500,000	230,000,000	126,500,000	100,000,000	55,000,000	100,000,000	55,000,000	26,000,000	14,300,000	4,000,000	2,200,000	
		280,000,000	154,000,000		154,000,000	0	0		50,000,000	27,500,000	500,000	14,500,000	7,500,000		27,500,000	該当無し	50,000,000	27,500,000	230,000,000	126,500,000	100,000,000	55,000,000	100,000,000	55,000,000	26,000,000	14,300,000	4,000,000	2,200,000	
		280,000,000	154,000,000		154,000,000	0	0		50,000,000	27,500,000	500,000	14,500,000	7,500,000		27,500,000	該当無し	50,000,000	27,500,000	230,000,000	126,500,000	100,000,000	55,000,000	100,000,000	55,000,000	26,000,000	14,300,000	4,000,000	2,200,000	
		4,480,000	2,240,000	50%	2,240,000	0	0		800,000	400,000	0	400,000	0		400,000	該当無し	800,000	400,000	3,680,000	1,840,000	1,600,000	800,000	1,600,000	800,000	416,000	208,000	64,000	32,000	
		1,400,000	700,000	50%	700,000	0	0		250,000	125,000	125,000	0	0		125,000	該当無し	250,000	125,000	1,150,000	575,000	500,000	250,000	500,000	250,000	130,000	65,000	20,000	10,000	
		285,880,000	156,940,000		156,940,000	0	0		51,050,000	28,025,000	625,000	14,900,000	7,500,000		28,025,000	該当無し	51,050,000	28,025,000	234,830,000	128,915,000	102,100,000	56,050,000	102,100,000	56,050,000	26,546,000	14,573,000	4,084,000	2,242,000	
		285,880,000	156,940,000		156,940,000	0	0		51,050,000	28,025,000	625,000	14,900,000	7,500,000		28,025,000	該当無し	51,050,000	28,025,000	234,830,000	128,915,000	102,100,000	56,050,000	102,100,000	56,050,000	26,546,000	14,573,000	4,084,000	2,242,000	
		280,000,000	154,000,000		154,000,000	0	0		50,000,000	27,500,000	500,000	14,500,000	7,500,000		27,500,000	該当無し	50,000,000	27,500,000	230,000,000	126,500,000	100,000,000	55,000,000	100,000,000	55,000,000	26,000,000	14,300,000	4,000,000	2,200,000	
		4,480,000	2,240,000		2,240,000	0	0		800,000	400,000	0	400,000	0		400,000	該当無し	800,000	400,000	3,680,000	1,840,000	1,600,000	800,000	1,600,000	800,000	416,000	208,000	64,000	32,000	
		1,400,000	700,000		700,000	0	0		250,000	125,000	125,000	0	0		125,000	該当無し	250,000	125,000	1,150,000	575,000	500,000	250,000	500,000	250,000	130,000	65,000	20,000	10,000	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	広島県、広島市		
計画期間 実施期間	H.22～H.26 H.22～H.26	総事業費(交付金)	280,000千円(154,000千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積を目標としており、基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	広島市実施計画に位置づけられており、連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	戸山の郷中王組合(H.21.3設立)において受益者及び地域住民の合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	戸山の郷中王組合において受益者及び地域住民の推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農地の利用集積を図ることによって、効率的な農業経営を実現し、営農意欲のある若い人材の育成を図り、地域の活性化を目指すことにより減少傾向にある定住人口の抑制につながる。
計画期間・実施期間は適切か	○	区画整理の事業内容及び事業量を勘案し、適当であると判断した。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費280,000千円のうち154,000千円(55%)、事務費5,880千円のうち2,940千円(50%)であり、限度額範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成22年度新規申請である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金交付規則により算定している。 区画整理において、最も短い耐用年数は舗装(アスファルト)の10年であり、また、防火水槽においても50年であることから、いずれも5年以上のものである。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比 1.72≥1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	受益面積17.5haで、担い手への農地利用集積が見込まれ、事業実施主体は広島市で、実施要綱の要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は、広島市である。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	農林水産省土地改良工事積算基準に準拠し、積算を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	再生資材や地元発生資材(物殻等)を利用することによりコスト削減に努める。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	道水路等の用地は創設換地により市が取得する予定。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	負担金徴収条例及び広島市実施計画に位置付けられており、十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	

他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	
-----------------------------------	---	--